

沼津市新中間処理施設整備に係る生活環境影響調査書についての 意見の概要とそれに対する事業者の見解

沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、生活環境影響調査書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、生活環境影響調査書を平成 27 年 6 月 1 日に告示し、条例第 14 条の 2 の規定に基づき 1 ヶ月間（平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで）縦覧を行いました。

また、条例第 16 条の 2 の規定に基づき、平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 14 日までを意見書の提出期間とし、生活環境影響調査書について環境の保全の見地からの意見を求めた結果、3 件の意見書が提出されました。

意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
1	<p>香貫山は、急峻な場所があることや大雨及び大地震の際に山崩れが懸念される。</p> <p>生活環境影響調査書や基本構想及び基本計画には、山崩れの可能性や対策について記載がない。</p> <p>実際に過去には山崩れが起きている。</p> <p>山崩れの危険性について十分な評価をし、その結果及び対策について公表をしてほしい。</p>	<p>生活環境影響調査は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理施設の建設に伴う周辺地域の生活環境へ及ぼす影響を把握し、その結果に基づき生活環境に配慮した対策を検討するため、現況把握、影響の予測及び評価を行うもので、環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月）に沿って実施したものです。</p> <p>したがって、新施設周辺の山崩れの危険性に関する評価は、施設の操業が影響を及ぼす環境側面に該当しないことから調査対象としていません。</p> <p>しかしながら、施設の安心・安全を第一とし、防災拠点としても位置づけていることから、自然災害対策として、今年度新施設周辺の山・尾根の法面の安全性を検討するため、斜面や擁壁の調査を行い、また、この結果により、対策が必要な場合は法面の補強工事などを実施していくこととしています。</p>

意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
2	<p>1. 平成 25 年 11 月 20 日清水町立南中学校体育館で生活環境影響調査説明会を開こうとしたが、法的には、事業主体の沼津市が説明会を行うべきものであったが、清水町が主催した。この説明会は違法である。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月）、同施行令及び同施行規則においては、生活環境影響調査を行う上で、住民説明会等の開催に関する定めはなく、また、説明会の主催者に関する規定もありません。</p> <p>清水町立南中学校体育館で行った「生活環境影響調査説明会」は、清水町外原区民を対象とし、住民の皆様对生活環境影響調査についてできるだけ分かりやすく説明しご理解を深めていただくことを目的として、開催されたものです。</p> <p>このことから、説明会は、清水町が主催し、事業主体である沼津市が説明を行ったものです。</p>
	<p>2. 現況の調査を秋・冬・春・夏のそれぞれ 7 日間、計 28 日行ったが、徳倉山、香貫山に囲まれ海からの風、気流の変化、逆転層、悪い空気が漂う特殊な地形であり、この調査期間だけでは正確な汚染値はわからない。</p>	<p>環境省が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月)に準拠し、秋・冬・春・夏のそれぞれ 7 日間（計 4 季、28 日間）、4 か所で大気質の測定をしており、それぞれの季節における大気質の現況把握としては、十分な調査であると考えます。</p> <p>なお、生活環境影響調査の結果として「影響は軽微である」との結論は、現況調査の結果だけを根拠にしているのではなく、計画地周辺の地形や、特殊な状態（上層逆転層発生時等）を加味した上で、新施設からの排ガスの影響をシミュレーションし、その計算結果に基づいて評価しています。</p> <p>さらに、地上気象の調査結果から風については、無風状態はほとんど見られず、また風向は常に一定方向でない、などのことから、焼却施設周辺では空気の流れがあることが検証されました。</p>

意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
2	<p>3. 煙突高さの 59mはどのように決めたのか。特殊な地形を考慮すると香貫山（196m）より高くする必要がある。</p>	<p>「沼津市新中間処理施設整備基本計画」で定めた、煙突の高さの根拠は、新施設では現状よりも厳しい排ガス基準を設けること、また航空法による規制を受けないことなど、生活環境に影響が無い範囲で、できるだけ景観面から圧迫感の少ない高さにすることが望ましいと考え、59mとしました。</p> <p>なお、生活環境影響調査書には煙突の高さが 59mの場合での影響の予測・評価の結果を記載しており、環境保全目標を満足する結果となっています。</p>
	<p>4. 計画地の東側 860m地点、逆転層が出現した場合、風下 310mに現れるとあるが、いずれも外原区に着地してしまう。新施設はプラスチックを焼却するため、さらに汚染物質の排出が増える。外原区民の健康はどうなってしまうのだろうか。</p>	<p>新施設では熱源利用プラスチックも焼却する計画ですが、これに伴い煙突からの汚染物質の排出が増えることはありません。その理由として、煙突から排出される排ガス濃度には、公害防止基準を設けており、プラスチックを燃やすことに関わらず、この基準を厳守して運転が行われるためです。</p> <p>さらに、新施設稼働後も自動測定機などにより周辺環境を監視し、また、その結果を広く住民の皆様にお知らせしていきます。</p>

意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	意見内容	見 解
3	<p>一般的に、中間処理施設（特に焼却施設）は、周辺地域の住民感情からすれば敬遠される施設であり、住居地域の近くではなく郊外に建設されるべきと考える。このことは、清水町外原区のアンケート調査においても「適切な排ガス対策であっても不安である」との住民感情として多くの意見が寄せられている。</p> <p>総合評価においては、煙突の高さは59mを前提に評価されていると想定されるが、平成25年度と平成26年度の生活環境影響調査のうち排ガスについては現在の86mの煙突から排出されるガスを測定したものであると思われる。したがって、外原区は山に囲まれた特殊な地形であるので総合評価はより慎重に行われるべきである。</p> <p>検討委員会の資料によれば、煙突の高さを60m未満が望ましい理由として「航空法による制限」と「景観への配慮」とされている。「航空法による制限」については、航空障害灯等により対処可能であり、「景観への配慮」については、煙突が高いほうが排ガスの拡散に有効であると考えられる。また、60m以上の煙突の高さの施設も多く存在している。</p> <p>煙突の高さについて、60m以上の他の自治体の事例をよく調査する必要がある。また住民感情を考慮すれば60m以上の高さにするのを要望する。</p>	<p>煙突の高さをはじめとする施設の基本的な仕様については「沼津市新中間処理施設整備基本計画」としてまとめられたところであり、生活環境影響調査では、この基本的な仕様に基づき、新施設が生活環境に対する影響について分析したものです。</p> <p>煙突の高さを59mと設定し、計画地周辺の地形や、特殊な状態（上層逆転層発生時等）も加味した上で、新施設の排ガスの影響をシミュレーションしています。その結果、大気質に対する新施設の排ガスの影響は、大気環境基準等とも比較して、生活環境への影響は軽微であると結論付けたものです。</p> <p>なお、大気質の現況調査は現施設が稼働している状況下で実施したものです。これは、あくまで現況の大気質の状況を調査したものです。これを踏まえ、影響の予測は、現況濃度に新施設からの排ガスの影響を加える形で行っており、その結果を基に影響の評価を行っています。</p>